

国立大学法人東京農工大学職員の昇給に関する細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の昇給に関する細則を次のとおり改正する。

現行	改正
本則	本則
(略)	(略)

附 則（細則第 15 号）

（施行期日）

1 この細則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（平成 27 年 1 月 1 日における昇給の号俸数の特例）

2 平成 27 年 1 月 1 日における第 3 条第 5 項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数(当該号俸数が負となるときは、0)」とする。